第9号議案

愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、条例の一部を改正するため。

愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛南町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等の ための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗 車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方 法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第2項ただし書中「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同条に次の1項を加える。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由がある場合であって、児童の安全を確保できると町長が認めるときは、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに放課後児童支援員又は補助員のいずれか1人以上とすることができる。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の

予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

要用可放課後児里健生育成事業の設備及び基 現 行	世宮に関する基準を定める余例 新旧刈忠衣 改 正 案
第1条~第6条 略	第1条~第6条 略
	(安全計画の策定等)
(新設)	第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者
	の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事
	業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設
	備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外
	での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事
	業所での生活その他の日常生活における安全に関
	する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童
	健全育成事業所における安全に関する事項につい
	ての計画(以下この条において「安全計画」とい
	う。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を
	講じなければならない。
	2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安
	全計画について周知するとともに、前項の研修及
	び訓練を定期的に実施しなければならない。
	3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の
	確保に関して保護者との連携が図られるよう、保
	護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につ
	いて周知しなければならない。
	4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計
	画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更
	<u>を行うものとする。</u>
	(自動車を運行する場合の所在の確認)
(新設)	第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者
	の事業所外での活動、取組等のための移動その他
	の利用者の移動のために自動車を運行するとき
	は、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の
	利用者の所在を確実に把握することができる方法
	により、利用者の所在を確認しなければならな
	V.
第7条~第9条 略	第7条~第9条 略
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2	
人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員	
(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童	
支援員を補助する者をいう。第5項に	
おいて同じ。)をもってこれに代えることができ	おいて同じ。)をもってこれに代えることができ
る。 	る。
3~5 略	3~5 略
<u>(新設)</u>	6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、緊急その体やなるには、理由がまる場合では、アード
	の他やむを得ない理由がある場合であって、児童
	の安全を確保できると町長が認めるときは、放課 ※旧会支援員の数は、支援の異位でよりに批課後日
	後児童支援員の数は、支援の単位ごとに放課後児
	童支援員又は補助員のいずれか1人以上とするこ
	<u>とができる。</u>

現 行	改正案
第11条、第12条 略	第11条、第12条 略
	(業務継続計画の策定等)
(新設)	第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後
	児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の
	発生時において、利用者に対する支援の提供を継
	続的に実施するための、及び非常時の体制で早期
	の業務再開を図るための計画(以下この条において
	「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継
	続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなけれ
	<u>ばならない。</u>
	2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業
	務継続計画について周知するとともに、必要な研
	修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければ
	<u>ならない。</u>
	3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継
	続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計
	画の変更を行うよう努めるものとする。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第13条 略	第13条 略
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全
育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、	育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、
又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u>	又はまん延しないように <u>、職員に対し、感染症及</u>
	び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並
	びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練
よう努めなければならない。	<u>を定期的に実施する</u> よう努めなければならない。
3 略	3 略
以下 略	以下 略